

番号	内容	関係条項
28	都市計画法第 33 条に基づく「技術基準」について	法第 33 条

「技術基準」とは、開発許可制度において、公共施設の整備や防災上の措置が講じられているかなどを判断する基準のことをいいます。この基準は、一定の開発行為について、公共施設等の整備や防災上の措置を義務づけることにより、良好な宅地水準を確保することを目的としています。

【技術基準の適用区分表】

都 計 法 第 33 条 第 1 項 各 号	技術基準	開発目的(予定建築物の用途)					
		自 己 用				非自己用	
		住宅	業務用 建築物	第一種特 定工作物	第二種特 定工作物	建築物	第一種・第二 種特定工作物
第 1 号	用途地域等への適合	○	○	○	○	○	
第 2 号	道路、公園等の公共空地の 確保等	×※	○	○	○	○	
第 3 号	排水施設	○	○	○	○	○	
第 4 号	給水施設	×	○	○	○	○	
第 5 号	地区計画等	○	○	○	○	○	
第 6 号	公共施設、公益的施設等	開発行為の目的に照らし判断する。					
第 7 号	擁壁の設置等	○	○	○	○	○	
第 8 号	災害危険区域等の除外	×	○	○	○	○	
第 9 号	樹木の保存、表土の保全	△	△	△	△	△	
第 10 号	緩衝帯の設置	△	△	△	△	△	
第 11 号	輸送施設(40ha 以上)	○	○	○	○	○	
第 12 号	申請者の資力信用	×	△	△	△	○	
第 13 号	工事施行者の能力	×	△	△	△	○	
第 14 号	関係権利者の同意	○	○	○	○	○	

【注】

○印は、適用があるもの

△印は、開発区域の面積が、1 h a 以上の場合に適用があるもの

×印は、適用がないもの

※ 併用住宅(事務所や店舗などの用途に供する非住宅部分を設けた住宅)の場合は適用する。